覗き	同右	同右	同右	同右	同右
「諸国滝廻り」木曾路ノ奥阿弥陀の滝	同右	同右	同右	同右	同右
母の愛撫	同右	同右	同右	同右	同右
秋草花図屏風	同右	同右	同右	同右	同右
傘	同右	同右	同右	同右	同右
マルリーの庭にて	同右	同右	同右	同右	同右
折りたたみ椅子	同右	同右	同右	同右	同右
晩餐後のコーヒー	同右	同右	同右	同右	同右
愛撫	同右	同右	同右	同右	同右
池の畔で	同右	同右	同右	同右	同右
ジェニー・カサットと息子ガードナー	同右	同右	同右	同右	同右
扇を持つ婦人（アン・シャーロット・ガイヤール）	同右	同右	同右	同右	同右

○国土交通省告示第七百八十九号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年五月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

		一　敷地及び地盤		
		(一)	(二)	(三)
(い)点検項目		地盤	敷地	塀
	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	敷地内の排水の状況	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	
(ろ)点検方法	目視により確認する。	目視により確認する。	目視、下げ振り等により確認する。	
(は)判定基準	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	排水管の詰まりによる汚水のあふれ等により衛生上問題があること。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	

				二　建築物の外部			
(四)	(五)			(一)	(二)	(三)	(四)
擁壁				基礎		土台（木造に限る。）	
擁壁の劣化及び損傷の状況	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	基礎の沈下等の状況	基礎の劣化及び損傷の状況	土台の沈下等の状況	土台の劣化及び損傷の状況		
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	目視により確認する。	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。		
著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	水抜きパイプに詰まりがあること。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉等に支障があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。		